

## 「ＪＡＣ亀山保護者の会」による指導者等支援金取扱要領

- １．「指導者等支援金」（以下「支援金」）は保護者の会が取り扱うものとする。  
ただし、現金の管理はＪＡＣ亀山の役員が行う。
- ２．「支援金」は、本クラブの年会費とは別に保護者が負担する。
- ３．「支援金」は、主として本クラブの指導者（監督・コーチ）に対して、練習会や競技会等の都度、交通費・食費・雑費等として支払うものとする。  
ただし、次の点を考慮する。
  - 競技会等の当日、大会役員や審判員として従事した指導者が、競技会の主催団体等から謝金等（交通費や食費）を受け取った場合は、「支援金」の対象外とする。  
ただし、謝金等の額が、５の「支援金」の支払額を下回る場合は差額を支払う。
  - 本クラブの協力者（ゲストコーチ的な役割の方など）に対して支払う場合がある。
  - 会員（クラブ員）が参加する競技会等に、スタッフや保護者が、公式に大会運営に携わった際（審判員またはその補助、大会の係員等の業務）にも支払う場合がある。
  - 本クラブが共催・協力等を行う大会やイベント等の際、指導者、スタッフまたは保護者、ならびに本クラブの協力者等が、公式に運営に携わった際（審判員またはその補助、運営スタッフ等の業務）にも支払う場合がある。
- ４．「支援金」の額は、原則として会員（クラブ員）一人につき毎月５００円とする。  
また、これとは別に競技会等の場合は会員（クラブ員）一人につき５００円とする。
- ５．本クラブの指導者（監督・コーチ）への「支援金」の支払額は次のとおりとする。
  - 通常の練習会 → 練習会１回につき１，０００円  
※ただし、１か月の上限は５，０００円
  - 亀山市・鈴鹿市で開催の競技会等 → 指導者１人につき３，０００円
  - 名張市・伊勢市・四日市市で開催の競技会等 → 指導者１人につき５，０００円※上記以外の市町及び県外については、その都度協議の上決定する。  
※競技会等が半日程度の場合は、その都度協議の上決定する。
- ６．本クラブの指導者（監督・コーチ）以外への「支援金」の支払額は、別途運営委員会で協議する。
- ７．年度末において、それまで集金した「支援金」に残額が生じた場合は、ＪＡＣ亀山の本会計に繰り入れる。
- ８．この取扱要領は、「ＪＡＣ亀山保護者の会」会則に準拠して運用する。

### <附則>

- １ この要領は、平成２２年４月１日から運用する。
- ２ この要領の変更は、平成２３年４月１日から運用する。
- ３ この要領の変更は、平成２４年４月１日から運用する。
- ４ この要領の変更は、平成２６年４月１日から運用する。
- ５ この要領の変更は、平成２９年４月１日から運用する。
- ６ この要領の変更は、令和７年４月１日から運用する。
- ７ この要領の変更は、令和８年４月１日から運用する。